

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○高圧ガス保安法関係手数料令(平成九年政令第二十一号)

.....1

改正案

現行

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

納付しなければならない者	金 額
一 製造保安責任者試験を受けようとする者 イ 甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 ロ 甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 ハ 第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	一万三千二百円（電子申請等による場合にあつては、 <u>一万二千七百円</u> ）
二・三 [略]	[略]

納付しなければならない者	金 額
一 製造保安責任者試験を受けようとする者 イ 甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 ロ 甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 ハ 第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	一万三千円（電子申請等による場合にあつては、 <u>一万二千四百円</u> ）
二・三 [略]	[略]

別表第三（第三条関係）

別表第三（第三条関係）

納付しなければならない者	金 額
--------------	--------

納付しなければならない者	金 額
--------------	--------

<p>一 容器検査又は容器再検査を受けようとする者</p> <p>イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充填するための容器</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積五百リットル未満の容器</p> <p>ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに掲げるものを除く。）</p> <p>(1)〔(3) 略〕</p> <p>(4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器</p>	<p>一個につき 一万五千二百円（電子申請等による場合にあつては、一万五千円）に千リットル又はその端数を増すごとに千六百元（電子申請等による場合にあつては、千五百五十円）を加算した額</p> <p>一個につき 一万五千二百円（電子申請等による場合にあつては、一万五千円）</p> <p>一個につき 六千四百円（電子申請等による場合にあつては、六千三百円）</p> <p>一個につき 百六十円</p>
--	---

<p>一 容器検査又は容器再検査を受けようとする者</p> <p>イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積五百リットル未満の容器</p> <p>ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに掲げるものを除く。）</p> <p>(1)〔(3) 略〕</p> <p>(4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器</p>	<p>一個につき 一万五千円（電子申請等による場合にあつては、一万五千円）に千リットル又はその端数を増すごとに千六百元（電子申請等による場合にあつては、千五百五十円）を加算した額</p> <p>一個につき 一万五千円（電子申請等による場合にあつては、一万五千円）</p> <p>一個につき 六千三百円</p> <p>一個につき 二百十円（電子申請等による場合にあつては</p>
---	--

<p>(5) 「略」</p> <p>ハ 「略」</p> <p>ニ その他の容器</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器</p> <p>(4)～(7) 「略」</p>	<p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>一個につき 七千円(電子申請等による場合)あつては、六千九百円)に千リットル又はその端数を増すごとに三百七十円(電子申請等による場合)あつては、三百六十円)を加算した額</p> <p>一個につき 七千円(電子申請等による場合)あつては、六千九百円)</p> <p>一個につき 八百円(電子申請等による場合)あつては、七百九十円)</p> <p>「略」</p>	<p>二 法第四十九条の五第一項の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>六万七千九百円に容器等事業区分の数を乗じた額及び八十一万九千二百円(電子申請等による場合)あつては、八十</p>
---	--	--

<p>(5) 「略」</p> <p>ハ 「略」</p> <p>ニ その他の容器</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器</p> <p>(4)～(7) 「略」</p>	<p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>、百六十円)</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p>一個につき 六千九百円</p> <p>一個につき 七百九十円(電子申請等による場合)あつては、七百八十円)</p> <p>「略」</p>	<p>二 法第四十九条の五第一項の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>六万七千九百円に容器等事業区分の数を乗じた額及び八十一万五千四百円(電子申請等による場合)あつては、八十</p>
---	---	--

<p>六 法第四十九条の二十一第一項又は第四十九条の三十三第</p>	<p>五 容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者</p>	<p>三・四 「略」</p>	<p>ロ 現に法第四十九条の五第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る容器等事業区分以外の区分について登録を受けようとするもの</p>	<p>四百二十円（電子申請等による場合にあつては、三百八十円）</p>	<p>「略」</p>	<p>一万八千六百円）の合計額（法第四十九条の八第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万二千八百円））</p> <p>六万七千九百円に新たに登録を受けようとする容器等事業区分の数を乗じた額及び二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万二千八百円）の合計額（法第四十九条の八第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万二千八百円））</p>
------------------------------------	-----------------------------------	----------------	---	-------------------------------------	------------	--

<p>六 法第四十九条の二十一第一項又は第四十九条の三十三第</p>	<p>五 容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者</p>	<p>三・四 「略」</p>	<p>ロ 現に法第四十九条の五第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る容器等事業区分以外の区分について登録を受けようとするもの</p>	<p>四百二十円（電子申請等による場合にあつては、三百七十円）</p>	<p>「略」</p>	<p>一万四千八百円）の合計額（法第四十九条の八第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万二千八百円））</p> <p>六万七千九百円に新たに登録を受けようとする容器等事業区分の数を乗じた額及び二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万二千八百円）の合計額（法第四十九条の八第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万二千八百円））</p>
------------------------------------	-----------------------------------	----------------	---	-------------------------------------	------------	--

<p>一項の承認を受けようとする者</p> <p>イ 容器の型式について承認を受けようとする者</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 「略」</p> <p>ロ 附属品の型式について承認を受けようとする者</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>一件につき 十八万三千三百円 (電子申請等による場合にあつては、<u>十八万六百元</u>)</p> <p>「略」</p>	<p>七 「略」</p>	<p>「略」</p>	<p>八 附属品検査又は附属品再検査を受けようとする者</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ その他の容器に装置される附属品</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器の附属品</p>	<p>「略」</p> <p>一個につき 千五十円</p>
---	--	--------------	------------	--	------------------------------

<p>一項の承認を受けようとする者</p> <p>イ 容器の型式について承認を受けようとする者</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 「略」</p> <p>ロ 附属品の型式について承認を受けようとする者</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>一件につき 十八万六百元 (電子申請等による場合にあつては、<u>十八万円</u>)</p> <p>「略」</p>	<p>七 「略」</p>	<p>「略」</p>	<p>八 附属品検査又は附属品再検査を受けようとする者</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ その他の容器に装置される附属品</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器の附属品</p>	<p>「略」</p> <p>一個につき 千五十円(電子申請等による場合にあつては、<u>千円</u>)</p>
---	--	--------------	------------	--	---

(2)・(3) [略]	九 [略]	[略]	<p>十 法第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>ロ 現に法第五十六条の六の二第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る特定設備事業区分以外の区分について登録を受けようとするもの</p>	<p>六万七千九百円に特定設備事業区分の数を乗じた額及び八十一万九千二百円（電子申請等による場合にあつては、八十一万八千六百円）の合計額（法第五十六条の六の五第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万二千四百円）</p>
-------------	-------	-----	---	---

(2)・(3) [略]	九 [略]	[略]	<p>十 法第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>ロ 現に法第五十六条の六の二第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る特定設備事業区分以外の区分について登録を受けようとするもの</p>	<p>六万七千九百円に特定設備事業区分の数を乗じた額及び八十一万五千四百円（電子申請等による場合にあつては、八十一万四千八百円）の合計額（法第五十六条の六の五第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万二千四百円）</p>
-------------	-------	-----	---	---

<p>十一 ～ 十四 〔略〕</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>(電子申請等による場合にあっては、二万千八百円)</p>

<p>十一 ～ 十四 〔略〕</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>請等による場合にあっては、二万千八百円)</p>